

一般社団法人日本エアマンシップ・操縦士養成機構
定 款



平成26年8月6日作成



一般社団法人日本エアマンシップ・操縦士養成機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本エアマンシップ・操縦士養成機構（英文名 JAPAN AIRMAN BRING-UP ORGANIZATION）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都北区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、エアマンシップ啓蒙活動を教育の基本理念と位置付け、幾多の人命ならびに財産を預かるパイロットの集団として、ひとりひとりが倫理を精神の根幹としつつ人格形成に励み、もって航空業界の恒久的発展、運航乗員の安定的供給と、安全運航を完遂し得る人材の総合育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エアラインパイロットを目指す学生向けのエアマンシップ教育
 - (2) 訓練生やライセンス向けのエアマンシップ教育
 - (3) 中学生・高校生対象の道德教育を含めたパイロットキャリア教育
 - (4) 訓練生やライセンス向けの模擬操縦装置を利用した操縦訓練
 - (5) パイロット育成に必要な基本教科（英語数学など）の教育
 - (6) エアマンシップ指導者の育成
 - (7) 会社や学校や団体などから受託するエアマンシップや航空安全講話などの各種教育
 - (8) 会社や学校や団体などから受託する各種操縦訓練
 - (9) パイロット養成（人材育成）に関する出版やメディア出演活動
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国及び海外において行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 この法人に次の会員をおく。

(1) 正会員

定期運送業者や航空機使用事業者に在籍し事業用操縦士の資格を有する者、または機長経験者、または理事会においてパイロット養成に関する知識を十分に有することを認められた者、であってこの法人の事業に賛同して入会した者

(2) 準会員

操縦に係わる技能証明を有する者、または技能証明を有しないが訓練過程に在籍する者、または理事会において操縦に関する知識を十分に有することを認められた者、であってこの法人の事業に賛同して入会した者

(3) 学生会員

技能証明を有しないがパイロットを志す者であって理事会において学生会員として入会することを認められた者でかつこの法人の事業に賛同して入会した者

(4) 賛助会員

この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員及び準会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員（以下「社員」という。）とする。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。

3 団体たる会員にあっては、団体の代表者としてこの法人に対してその権利を行使する者（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、代表理事に届け出なければならない。

4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を代表理事に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名をすべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務をこの法人が定めた支払期日を3ヶ月以上経過しても履行せず、かつ会員より法人へ書面による連絡が一切なかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

2 この法人は、第8条、第9条及び前項の規定により会員が退会、除名又は資格を喪失した場合でも、第7条の規定により既に納入した金品は返還しないものとする。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とする。定時総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招

集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、代表理事は総会の日の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 この法人の理事長及び副理事長を代表理事とし、専務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える期間で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の満了する時までとし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算

定した額を、総会の決議を経て報酬として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議及び報告)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、理事及び監事が理事会に報告すべき事項について法人法第98条第1項の要件を満たしたときは、当該事項を理事会へ報告することは要しない。但し、法人法第91条第2項の規定による報告についてはこの限りではない。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

但し、代表理事の選定を行う理事会の議事録については、他の出席した理事も記名押印する。

第6章 基金

(基金の拠出)

第31条 この法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第32条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会において決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第33条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決議したところに従って行う。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 38 条 この法人が、認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 41 条 この法人が、認定法の規定に基づく公益認定を受けたのち、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 42 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(補則)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第11章 附則

1 この定款は、一般社団法人設立の登記の日から施行する。

2 この法人の設立時の役員は、以下のとおりとする。

代表理事 乙訓 昭法

代表理事 濱本 眞行

業務執行理事 富村 英朗

理事 久保 静弘

理事 安藤 昭助

理事 福田 正敏

理事 草野 章

理事 福本 正勝

理事 甲斐 博文

理事 富村由起子

理事 富村 正夫

監事 大森 欽仁

3 この法人の設立当初の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、法人設立の日から平成27年7月31日までとする。

4 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、以下のとおりとする。

住所 東京都杉並区高円寺南三丁目3番16号

氏名 富村 英朗

住所 東京都杉並区高円寺南三丁目3番16号

氏名 富村 由起子

住所 東京都杉並区高円寺南三丁目3番16号

氏名 富村 正夫

以上、一般社団法人日本エアマンシップ・操縦士養成機構を設立のため、設立時社員富村英朗外2名の定款作成代理人である司法書士藤山豊子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成26年8月6日

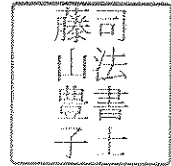
設立時社員 住所 東京都杉並区高円寺南三丁目32番16号
氏名 富村 英朗

設立時社員 住所 東京都杉並区高円寺南三丁目32番16号
氏名 富村 由起子

設立時社員 住所 東京都杉並区高円寺南三丁目32番16号
氏名 富村 正夫

上記設立時社員3名の定款作成代理人

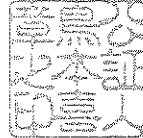
東京都板橋区板橋一丁目48番2号武石マンション201号
司法書士 藤山 豊子



同一の情報の提供

提供の日付： 2014年8月21日

公証人： 鳥本 喜章



01310008

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 板橋公証役場

東京都板橋区板橋2丁目67番8号

請求対象の登簿管理番号： 14-0131000802000449

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2014年8月21日

請求対象の処理公証人： 鳥本 喜章

01310008

所属法務局： 東京法務局

公証役場： 板橋公証役場

東京都板橋区板橋2丁目67番8号

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一である。